

# 苫前町地域防災計画

---

(資料編)

平成26年10月



〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 〕 .....	1
○ 資料 1 関係機関等の連絡先 .....	1
○ 資料 2 災害対策本部掲示板 .....	4
○ 資料 3 腕 章 .....	4
○ 資料 4 標 旗 .....	4
〔 消 防 〕 .....	5
○ 資料 5 消防力の現況 .....	5
〔 災害履歴・震度階級等 〕 .....	7
○ 資料 6 過去の災害の記録 .....	7
○ 資料 7 気象庁震度階級関連解説表 .....	15
〔 災 害 危 険 箇 所 等 〕 .....	19
○ 資料 8 水防区域 .....	19
○ 資料 9 市街地における低地帯の浸水予想区域 .....	20
○ 資料 10 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険渓流 .....	20
○ 資料 11 山地災害危険地区 .....	32
○ 資料 12 高波・高潮・津波等危険区域 .....	37
○ 資料 13 雪崩予想区域 .....	37
○ 資料 14 危険物所在一覧 .....	39
〔 物 資 ・ 資 機 材 〕 .....	41
○ 資料 15 防災資機材・救援備蓄物資保有状況 .....	41
〔 避 難 場 所 〕 .....	44
○ 資料 16 避難所 .....	44
〔 通 信 ・ 輸 送 〕 .....	46
○ 資料 17 緊急通行車両確認証明書 .....	46
○ 資料 18 緊急通行車両標章 .....	46
○ 資料 19 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 .....	47
〔 応 急 ・ 復 旧 〕 .....	49
○ 資料 20 被害状況判定基準 .....	49
○ 資料 21 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度） .....	53
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕 .....	54
○ 資料 22 苫前町防災会議条例 .....	54
○ 資料 23 苫前町防災会議運営規程 .....	56
○ 資料 24 苫前町災害対策本部条例 .....	57
○ 資料 25 苫前町災害対策本部運営規程 .....	58
○ 資料 26 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 .....	59
○ 資料 27 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 .....	61
○ 資料 28 北海道広域消防相互応援協定 .....	64
○ 資料 29 留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定 .....	67

○ 資料 30	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	69
○ 資料 31	災害時の医療救護活動に関する協定書	71
○ 資料 32	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	73
[ 様	式 ]	75
○ 別記第 1 号様式	職員参集状況報告書	75
○ 別記第 2 号様式	職員等安否確認調査票	76
○ 別記第 3 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	77
○ 別記第 4 号様式	水防活動実施報告	78
○ 別記第 5 号様式	災害情報	79
○ 別記第 6 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	81
○ 別記第 7 号様式	災害情報速報	83
○ 別記第 8 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	84
○ 別記第 9 号様式	避難者世帯名簿	87
○ 別記第 10 号様式	避難所収容台帳	88
○ 別記第 11 号様式	避難所設置及び収容状況	88
○ 別記第 12 号様式	救助種目別物資受払簿	89
○ 別記第 13 号様式	被災者救出状況記録簿	90
○ 別記第 14 号様式	輸送記録簿	91
○ 別記第 15 号様式	炊き出し給与状況	92
○ 別記第 16 号様式	飲料水の供給簿	93
○ 別記第 17 号様式	世帯構成員別被害状況	94
○ 別記第 18 号様式	物資購入（配分）計画表	94
○ 別記第 19 号様式	物資の給与状況	95
○ 別記第 20 号様式	物資給与及び受領簿	96
○ 別記第 21 号様式	救護班活動状況	97
○ 別記第 22 号様式	医療実施状況	98
○ 別記第 23 号様式	助産台帳	99
○ 別記第 24 号様式	学用品の給与状況	100
○ 別記第 25 号様式	応急仮設住宅台帳	101
○ 別記第 26 号様式	住宅応急修理記録簿	102
○ 別記第 27 号様式	遺体の捜索状況記録簿	103
○ 別記第 28 号様式	遺体処理台帳	104
○ 別記第 29 号様式	埋葬台帳	105
○ 別記第 30 号様式	障害物除去の状況	106
○ 別記第 31 号様式	賃金作業員雇用台帳	107
○ 別記第 32 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	108
○ 別記第 33 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	109
○ 別記第 34 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	110
○ 別記第 35 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	111
○ 別記第 36 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	112

## 〔 防 災 組 織 〕

## ○ 資料 1 関係機関等の連絡先

## 1 苫前町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前町役場	苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2211
古丹別支所	苫前町字古丹別 187 番地の 15	0164-65-3311
北留萌消防組合本部	苫前郡羽幌町南 5 条 4 丁目 6 番地	0164-62-1220
苫前支署	苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2321
古丹別支署	苫前町字古丹別 254 番地	0164-65-4119
羽幌町外 2 町村衛生施設組合	苫前郡羽幌町字築別 815 番地	0164-68-1001

## 2 保育所（園）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前保育園	苫前町字苫前 183 番地	0164-64-2444
古丹別保育所	苫前町字古丹別 196 番地の 49	0164-65-4171

## 3 学校（小中学校・高等学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前小学校	苫前町字苫前 385 番地	0164-64-2440
古丹別小学校	苫前町字古丹別 430 番地の 3	0164-65-4004
苫前中学校	苫前町字旭 18 番地の 2	0164-64-2447
古丹別中学校	苫前町字古丹別 237 番地の 4	0164-65-4039
北海道立苫前商業高等学校	苫前町字古丹別 273 番地の 4	0164-65-3441

## 4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局留萌開発建設部	留萌市寿町 1 丁目 68 番地	0164-42-2312
留萌開発建設部羽幌道路事務所	苫前郡羽幌町栄町 57 番地の 2	0164-62-2101
留萌開発建設部留萌港湾事務所	留萌市大町 1 丁目	0164-42-1205
留萌南部森林管理署古丹別森林事務所	苫前町字古丹別 1011 番地	0164-65-4349
北海道農政事務所	札幌市中央区北 4 条西 17 丁目	011-642-5461
国土交通省北海道運輸局 旭川運輸支局(総務企画担当)	旭川市春光町 10-1	0166-51-5271
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部(警備救難課)	留萌市大町 3 丁目 37	0164-42-9118
旭川地方気象台	旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川合同庁舎	0166-32-7101
北海道労働局 留萌労働基準監督署	留萌市大町 2 丁目 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
留萌公共職業安定所	留萌市大町 2 丁目 12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388

## 5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第2師団留萌駐屯部隊	留萌市緑ヶ丘町1丁目6	0164-42-2655

## 6 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道留萌振興局	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404
北海道留萌教育局	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8398
北海道留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所	苫前郡羽幌町寿町2番地	0164-62-1256
北海道留萌振興局 保健環境部保健行政室 (留萌保健所)	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8310
北海道留萌振興局森林室	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8380
北海道留萌家畜保健衛生所	天塩郡幌延町元町6番地の1	01632-5-1165
留萌農業改良普及センター	苫前郡羽幌町南6条2丁目16番地の4	0164-62-1779

## 7 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旭川方面羽幌警察署	苫前郡羽幌町南4条4丁目13	0164-62-1110
苫前駐在所	苫前町字苫前236番地	0164-64-2151
古丹別駐在所	苫前町字古丹別255番地	0164-65-4110
力昼駐在所	苫前町字力昼209番地	0164-66-1240

## 8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
NTT 東日本北海道旭川支店	旭川市10条10丁目	0166-20-5410
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 旭川支店	旭川市2条通8丁目	0166-26-7544
北海道電力(株)留萌営業所	留萌市末広町4丁目10番1	0164-42-1390
北海道電力(株)羽幌営業所	苫前郡羽幌町栄町175	0164-62-1047
日本赤十字社北海道支部 留萌地区苫前町分区	苫前町字旭37番地の1	0164-64-2213
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000

## 9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送(株)旭川放送局	旭川市一条通8丁目542-4	0166-23-6610
札幌テレビ放送(株)旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目1-2	0166-36-1010
北海道テレビ放送(株)旭川支社	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送(株)旭川支社	旭川市4条通9丁目	0166-26-2010
旭川ガス(株)	旭川市4条通16丁目左6号	0166-25-3504

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川地区トラック協会	旭川市流通団地 2 条 4 丁目	0166-48-7244
北海道放送(株)旭川放送局	旭川市一条通 8 丁目 542-4	0166-23-6610
苫前土地改良区	苫前町字古丹別 188 番地の 23	0164-65-3125

## 10 その他の公共的団体

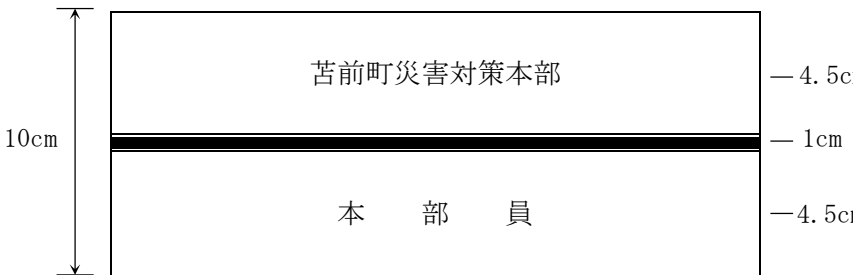
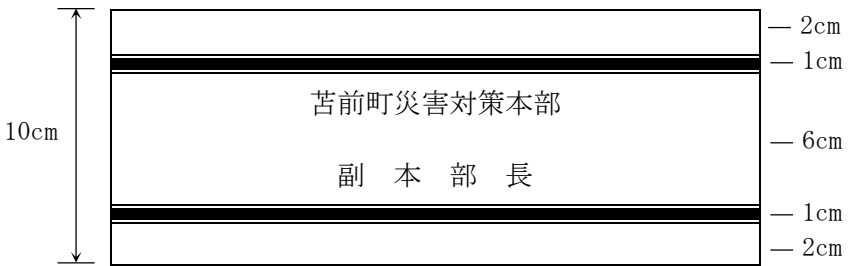
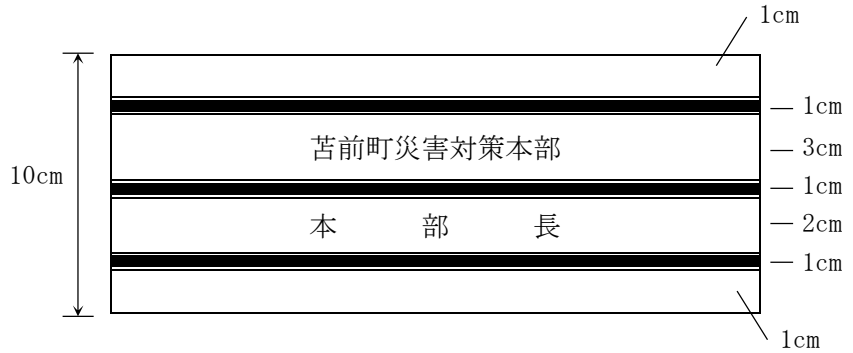
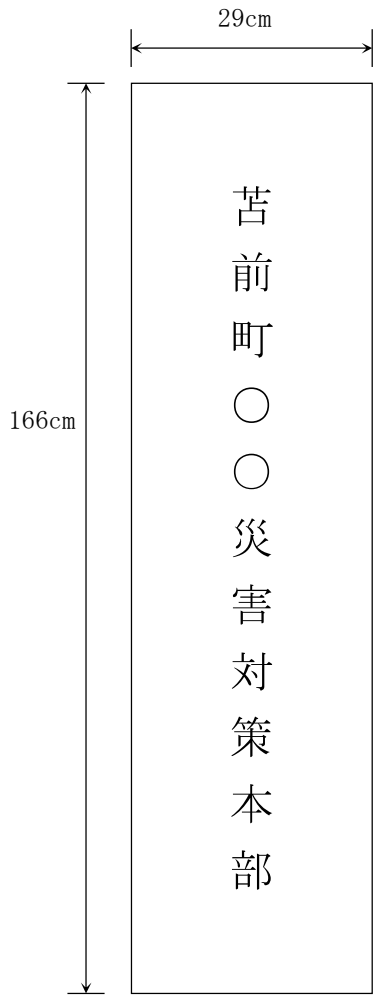
名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前町農業協同組合	苫前町字古丹別 203 番地の 1	0164-65-4411
北るもい漁業協同組合 苫前支所	苫前町字苫前 85 番地	0164-64-2331
苫前町商工会	苫前町字古丹別 187 番地の 14	0164-65-4121
留萌中部森林組合	苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2869
苫前建設協会	苫前町字古丹別 250 番地 渡部工業(株)内	0164-65-3055

## 11 近隣市町村（留萌振興局管内市町村）

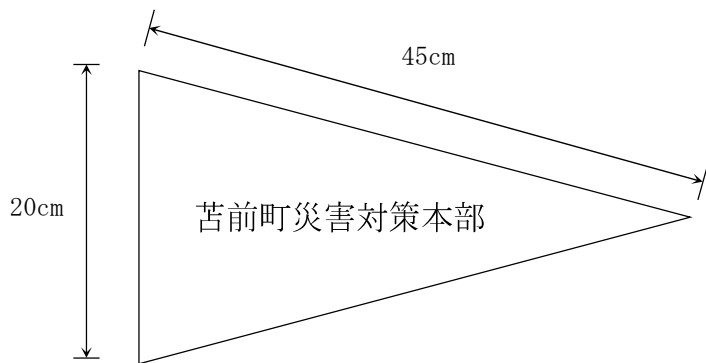
名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌市	留萌市幸町 1 丁目 11 番地	0164-42-1801
増毛町	増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地	0164-53-1111
小平町	留萌郡小平町字小平町 216 番地	0164-56-2111
羽幌町	苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1	0164-62-1211
初山別村	苫前郡初山別村字初山別 96-1	0164-67-2211

○ 資料2 災害対策本部揭示板

○ 資料3 腕章



○ 資料4 標 旗





## 〔 消 防 〕

## ○ 資料5 消防力の現況

(平成26年4月現在)

## 1 消防職員の配置

所属	階級	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
苫前支署		0	0	0	2	0	0	2	4
古丹別支署		0	0	1	4	2	0	2	9

## 2 消防団員の配置

階級	定員	実 員							計
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
団員数	92	1	2	3	3	5	13	61	88

## 3 消防資機材保有状況

分類	所属名		苫前支署	古丹別支署	計
	器材名				
救助器具	空気呼吸器		5	4	9
	ポンベ(予備・補充用含む)		6	12	18
	救助幕		0	1	1
	救助索発射銃		0	0	0
	梯子(8m以上)		3	1	4
	マルチカッター		0	1	1
切断器具	ポートパワー		1	0	1
	エアースチールカッター		1	0	1
	チェーンソー		0	0	0
照明器具	可搬式発電機		1	3	4
	移動式投光機		3	3	6
放水器具	ホース		149	164	313
	ジェットシューター		20	40	60
	泡管槍		1	2	3
	インパルス		0	0	0
消火剤	油火災用化学消火剤		380	290	670
	油流出処理剤		40	90	130
	消火器		6	8	14
保護機器	化学用耐熱服		0	0	0
	防火衣		5	10	15
その他	携帯拡声器		3	2	5

#### 4 消防ポンプ自動車等配置状況

所属	区分	水 槽 車	普 通 車	化 学 車	救 助 工 作 車	小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	救急自動車		司 令 広 報 車	大 型 水 槽 車	そ の 他 車 両	計
								高 規 格	2 B 型				
	苫前支署	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	4
	古丹別支署	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	苫前町消防団	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	6
	計	2	1	0	0	2	5	1	0	2	2	1	16

#### 5 消防水利の現況

区分	防火水槽		消火栓		合計
	40~100m <sup>3</sup> 未満	20~40m <sup>3</sup> 未満	基準	基準外	
設置数	49	13	29	36	127

## 〔 災害履歴・震度階級等 〕

## ○ 資料 6 過去の災害の記録

## 1 町内の過去の災害の記録

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
S40.9	台風 24 号通過	水田冠水 43ha 畑 冠水 28ha	3,329
S42.8	たつまき	住宅一部破損 3 世帯	109
S42.8	強風	住宅一部破損 4 世帯	136
S43.1	強風波浪積雪	住宅一部破損 1 世帯	100
S45.2	異常低気圧被害	漁港被害 護岸決壊 土砂流出 漁船 11 隻 コンブ延縄 19 ヶ所	854
S45.3	異常低気圧被害	コンブ延縄 1 ヶ所	468
S45.8	台風 9 号	住宅一部破損 3 世帯 水田冠水 40ha 水田浸水倒伏等 160ha 営農ビニールハウス 72ha	7,000
S45.1	集中豪雨	道路 4 ヶ所、橋梁 2 ヶ所	6,405
S46.3	融雪災害	橋梁 1 ヶ所 治山事業	3,500
S47.2	低気圧強風	海岸保全護岸 4 ヶ所	21,500
S47.1	台風 20 号	非住家 全壊 15 件、半壊 17 件 漁船流出 1 隻	1,088
S47.12	低気圧に伴う突風	漁船沈没 2 隻 漁船破損 1 隻	690
S48.4	降雨、融雪災害	河川 12 ヶ所 道路 2 ヶ所 橋梁 1 ヶ所	20,340
S48.8	豪雨	田 76ha 畑 21ha 河川 13 ヶ所 道路 18 ヶ所 橋梁 2 ヶ所 崖崩れ 1 ヶ所 工事用仮橋流出 1 ヶ所	49,807
S48.8	豪雨	田 153ha 畑 58ha 河川 13 ヶ所 道路 8 ヶ所	72,879
S49.3	低気圧強風	海岸浸食	26,000
S49.4	低気圧	河川 1 ヶ所 海岸護岸決壊 1 ヶ所 水稻育苗ハウス 121 ヶ所	7,298
S49.4	低気圧	漁港東防波堤破損 1 ヶ所 非住家 半壊 5 ヶ所	20,500 1,710

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
S53.8	豪雨	住宅一部破損 1ヶ所 住宅床上浸水 6世帯 住宅床下浸水 32世帯 非住家 全壊 2ヶ所 田 1.5ha 農作物被害 1,243ha 河川 4ヶ所、道路 9ヶ所 橋梁 6ヶ所	173,584
S53.12	低気圧に伴う暴風雪	住宅一部破損 7世帯 非住家半壊 4ヶ所 スクールバス待合所 3ヶ所	1,200
S54.11	低気圧による暴風	住家一部破損 14棟 14世帯 非住家 全壊 3 半壊 1	1,380
S55.4	融雪災害	丸山林道決壊	3,000
S55.1	低気圧による暴風波浪	さけ定置網被害	1,031
S56.6	融雪災害	松下沢川決壊	20,000
S56.8	豪雨	床上浸水 12棟 12世帯 床下浸水 17棟 27世帯 非住家 全壊、半壊 2件 農作物 田 319ha 畑 423ha 河川 14ヶ所 道路 38ヶ所 橋梁 6ヶ所 崖崩れ外	103,673
S56.8	台風 15 号	住家一部破損 6棟 6世帯 農作物 4.5ha 屋根トタン破損 4件	3,990
S56.1	低気圧	さけ定置網被害 町道決壊	1,039 800
S57.4	低気圧(突風)	自転車置場半壊	376
S57.5	融雪災害	河川 3ヶ所 橋梁 1ヶ所	259,000
S57.5	地震	赤平ダム	20,000
S57.5	融雪	河川 4ヶ所 道路 2ヶ所	35,500
S57.8	低気圧(大雨)	崖崩れ 1ヶ所	5,000
S57.12	低気圧(強風)	学校屋根	284
S62.1	暴風雪	上平町営牧場農機具庫一部破損	200

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
S62. 4	融雪災害	農用施設 4ヶ所 河川 1ヶ所	285,000 15,000
S62. 8. 31～9. 1	台風 12 号、大雨	住宅一部破損 1棟 農作物 田 350ha 畑 222ha 149戸 田道決壊 1ヶ所 水産・漁船 4隻 漁具	120 51,250 450 2,400 350
S63. 2. 3～2. 4	暴風雪波浪	住宅一部破損 2棟 非住宅全壊 1棟 " 半壊 5棟	665
S63. 4. 11～4. 3	融雪災	農用施設(排) 2地区 6件 L=2,164m 河川 8件 L=544m	311,710 63,644
S63. 8. 25～8. 26	大雨	農作物 田 4.0ha 畑 61.5ha 水道取水施設 1ヶ所 農用施設(排) 450m 橋梁決壊(橋台)	19,944 1,400 30,000 300
S63. 10. 6～10. 7	大雨(集中豪雨)	農地 田 34.9ha 畑 20.2ha	0
H1. 3. 30	融雪災	農用施設(排) L=450m	50,000
H1. 8. 10	大雨	河川 1件 L=10m	300
H2. 3. 31～4. 4	融雪	農業施設(排水路) 3件 L=524m 河川 8件 L=625m	107,301 83,537
H2. 4. 8～4. 9	強風	農業用施設 30件(ビニールハウス)	1,474
H3. 9. 5～5. 7	大雨	田 10ha 畑 4.6ha 河川 4件 L=89m	9,550
H3. 10. 26	強風	教員住宅屋根破損 1棟 庁舎前揭示場損壊 1ヶ所	291 686
H4. 4. 3～4. 5	融雪	農業用施設(頭首工) 2ヶ所 " (排水路) 3ヶ所 道路 1件 L=10m 河川 19件	119,799 55,727 1,195 92,259
H4. 7. 30～7. 31	大雨	住宅床下浸水 2棟 農作物(田) 31ha " (畑) 88.7ha 農業用施設(排水路) 7ヶ所 " (道路) 16ヶ所 河川 18ヶ所 道路 18ヶ所	18,000 49,600 51,404 15,654 5,909

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
H4. 8. 31～9. 1	大雨	住宅床上浸水 1棟 農業用施設（排水路）4ヶ所 河川 6ヶ所 道路 5ヶ所	449 21,071 1,544
H5. 4. 16～4. 18	融雪	農業用施設（排水路）4ヶ所 河川 13ヶ所 道路 2ヶ所	95,614 116,489 5,082
H6. 4. 11～4. 17	融雪	農地（田） 0.71ha 農業用施設（排水路）4ヶ所 河川 13ヶ所 道路 1ヶ所	5,956 63,410 87,638 16,066
H6. 8. 14	大雨	住宅床上浸水 5棟 住宅床下浸水 3棟 農地（田） 163.1ha 農地（畑） 14.6ha 農作物（田） 263.0ha "（畑） 141.0ha 農用施設（農道外） 28件 営農施設（ビニールハウス27棟、農業機械、 倉庫8棟、営農資材外） 吊り橋 1橋 畦畔流出 L=1,896m 河川 22ヶ所 道路 14ヶ所 橋梁 2ヶ所 林道 2ヶ所	9,619 283 44,259 5,411 225,179 182,482 88,146 88,919 3,000 2,830 118,153 39,328 112,756 13,241
H7. 4. 5～4. 9	融雪	農業用施設（排水路）L=555m 河川 6ヶ所 道路 3ヶ所	35,169 74,750 35,094
H7. 9. 4	豪雨	農地（田） 0.4ha 農作物（田） 13.7ha "（畑） 6.6ha 農業用施設（農道） 2ヶ所	100 2,437 1,284 490
H7. 11. 8	低気圧（暴風波浪）	スクールバス車庫全壊 1棟 個人車庫全壊 1棟 公共施設半壊 11棟 非住家半壊 6棟	13,176 140 4,620
H8. 4. 23～4. 27	融雪	農業用施設（排水路）4ヶ所 農地（田） 0.4ha 河川 14ヶ所	50,000 2,000 170,500

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
H9. 4 中旬～下旬	融雪	農地（田） 0.4ha	2,917
		農業用施設（排水路） 6ヶ所	33,189
		農道 1ヶ所	1,380
		河川 12ヶ所	109,309
		道路 1ヶ所	16,192
H9. 8. 5～8. 6	大雨	道路 3ヶ所	3,200
		崖崩れ 2ヶ所	900
H10. 4 月上旬～中旬	融雪	農地（田） 0.2ha	642
		農業用施設（排水路） 3ヶ所	12,043
		河川 13ヶ所	106,078
		道路 3ヶ所	9,759
H11. 4 月上旬～中旬	融雪	農業用施設（排水路） 3ヶ所	17,293
		河川 4ヶ所	21,262
		道路 4ヶ所	20,346
H11. 7. 28～8. 2	豪雨 (激甚災害)	住宅床上浸水 1棟	3,000
		住宅床下浸水 22棟	2,200
		非住家(神社社務所)全壊 1棟	7,000
		農地（田） 106.5ha	40,755
		農地（畑） 85.2ha	5,040
		農作物（田） 187.0ha	169,298
		〃（畑） 292.4ha	266,999
		農業用施設 77ヶ所	278
		営農施設（ハウス） 78件	31,523
		土砂撤去等 11件	14,000
		河川 16ヶ所	79,927
		道路 29ヶ所	386,711
		橋梁 2ヶ所	17,942
		崖崩れ 12ヶ所	42,000
		水産物被害（ウニ） 3トン	3,000
〃（ナマコ） 4トン	2,500		
一般民有林 2ヶ所	240,000		
水道施設 1ヶ所	3,500		
H12. 9. 1～9. 2	大雨	農地（田） 2.3ha	545
		農地（畑） 2.6ha	105
		農作物（田） 2.3ha	580
		〃（畑） 2.2ha	1,659
		農業用施設(排水路、農道外) 6ヶ所	10,500
		河川 1ヶ所	4,000
		道路 1ヶ所	1,000
		一般民有林 1ヶ所	3,000
H13. 9. 10～9. 12	豪雨	一般民有林 2ヶ所	35,000

災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
H15. 8. 29～8. 3	豪雨	農作物(田) 627.0ha	22,400
		農作物(畑) 505.0ha	16,700
		営農施設(ハウス) 10件	8,000
H16. 8. 31～9. 1	台風16号 (暴風雨)	農作物(田) 10.5ha	108
H16. 9. 8	台風18号 (暴風雨、高潮・高波)	住家一部破損 75棟	24,893
		住家床下浸水 4棟	100
		非住家(車庫、物置等)全壊 38棟	24,800
		非住家(車庫、物置等)半壊 42棟	125,800
		農作物(田) 382.0ha	81,977
		農作物(畑) 223.0ha	97,571
		農業用施設(上平共同模範牧場) 4棟	3,000
		農業共同利用施設 2棟	2,000
		営農施設(ハウス等) 593件	147,906
		その他(生乳) 5t	387
		道路 2ヶ所	151,710
		漁船(破損) 2隻	900
		水産共同利用施設 4棟	1,400
		水産その他施設 18棟	5,600
		漁具・漁網 45件	35,700
		水産製品(昆布) 1件	300
		水産その他 1件	300
		道有林 9ヶ所	2,464
		一般民有林 21ヶ所	4,936
		商業施設 21件	9,250
		工業施設 1件	3,000
		小学校施設 1件	70
		中学校施設 1件	150
社会教育施設 12件	6,620		
その他(庁舎等一部破損) 6件	3,400		
自動車 21台	9,850		
H16. 12. 14	地震 (留萌支庁南部を震源とする地震)	住家一部破損 17棟	30,500
		農地(畑) 0.02ha	3,000
		営農施設(畜舎) 2件	4,000
		道路 5ヶ所	18,874
		橋梁 2ヶ所	900
		水道施設 3ヶ所	45,267
		商業施設 33件	3,130
		工業施設 4件	190
		小学校施設 8件	10,470
		中学校施設 6件	15,220
		社会教育施設 6件	20,392
		その他(神社鳥居) 1件	1,500



災害年月日	災害種類	内 容	被害額(千円)
H17.9.7~9.8	台風 14 号 (暴風雨)	河川 2ヶ所	18,500
		道路 2ヶ所	3,500
H19.7.19	林野火災	国有林(霧立) 0.54ha 国有林(三溪) 0.23ha	
H19.9.21	大雨	農作物(田) 2.44ha " (畑) 4.27ha	
H20.4.21	林野火災	国有林(民有林) 3.12ha	177
H22.3.21	暴風	社会教育施設 1件	553
H22.4.14	暴風	営農施設 47件	7,509
		道路 2ヶ所	200
		公共施設半壊 2件	150
		社会教育施設 3件	700
H22.7.19	大雨	農作物(田) 2.674ha	13,300
		" (畑) 3.558ha	
		河川 5ヶ所	
		道路 1ヶ所	
H22.7.29	大雨	農作物(田) 10.3ha	4,450
		" (畑) 8.7ha	5,642
		営農施設 2件	224
H22.3.21	暴風	中学校 1件	12,863
H23.9.2~9.4	大雨	農業用施設 1件	2,367
		河川 1ヶ所	3,000
		道路 2ヶ所	16,000
H23.9.15~9.17	大雨	農業用施設 2件	19,880
		河川 3ヶ所	1,541
		道路 11ヶ所	38,453
H23.9.27	大雨	道路 1ヶ所	244
H24.7.31~8.1	大雨	河川 4ヶ所	4,040
		道路 17ヶ所	46,085
H24.12.6	暴風雪	住家一部破損 4棟 非住家(車庫、物置等)半壊 1棟 その他(北電柱) 3件	
H25.9.5	大雨	農作物(田) 4.19ha	6,411
		" (畑) 5.12ha	
		河川 4ヶ所	
		道路 9ヶ所	

## 2 道内で過去に発生した日本海側の主な被害地震

災害年月日 地震災害名	災害種類	規模	最大震度 ( )現地調査等による	被害状況
天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近(推定) 5 札幌市の一部(推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊 23、半壊 3
大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苫小牧、 岩内、乙部、神恵内、 南尻別、倶知安、京極、 八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者 10 住家全壊 26、半壊 7
昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、 大津波 死者 4、負傷者 24 住家全壊 9、半壊 12
平成5年7月12日 (1993) 「平成5年北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、 大津波 死者 201、不明者 28 負傷者 323、 住家全壊 601、半壊 408

資料：北海道地域防災計画

## ○ 資料 7 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所 〕

○ 資料 8 水防区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (Km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
1	力 昼	番屋の沢川	普通 番屋の沢川	河口から 1.4~1.55	左岸 150m	溢水				豚舎 1
2	力 昼	番屋の沢川	普通 番屋の沢川	河口から 0.4~0.55	左岸 150m	溢水	1			豚舎 2
3	東 川	古丹別川	2 級 古丹別川	河口から 14.3~14.8	東川 1 号 橋 500	溢水	3		町道東川 3 号線 300m	田 3ha 畑 0.2ha 倉庫 4
4	東 川	古丹別川	普通 アノトロマ川	古丹別川 合 流点から 0.5 ~0.65	右岸 150 m	溢水			町道東川 アノトロマ線 50m	田 1ha 畑 0.2ha 倉庫 3
5	小 川	古丹別川	2 級 チエボツ ナイ川	古丹別川 合流点から 7.2	左岸 300 m	溢水	1			田 0.3ha 畑 0.2ha
6	香 川	古丹別川	2 級 古丹別川	河口から 0~8.7	左岸 8,700m	溢水	7	籾乾燥 調製施設 1		田 120ha 畑 20ha
7	香 川	古丹別川	2 級 古丹別川	河口から 0~8.7	右岸 8,700m	溢水	5	長島寿の 家 1	町道旭長島 線 30m	田 120ha 畑 20ha
8	昭 和	ヤオシル スナイ川	普通 ヤオシル スナイ川	河口から 1.4~2.1	両岸 700 m	溢水				田 1.3ha 納屋 1
9	九 重	古丹別川	2 級 三毛別川	河口から 12.1~12.5	左岸 400 m	溢水				田 4ha
10	九 重	古丹別川	2 級 三毛別川	河口から 12.7~13.6	両岸 900 m	溢水	2		町道三溪川 南線 70m	田 20ha 納屋 10
11	三 溪	古丹別川	2 級 三毛別川	河口から 15.1~15.5	右岸 400 m	溢水	2			田 10ha
12	豊 浦	オシルス ナイ川	普通 オシルス ナイ川	河口から 2.8	両岸 1,000	溢水				
13	上小川	古丹別川	2 級 チエボツ ナイ川			溢水				

○ 資料9 市街地における低地帯の浸水予想区域

(平成19年4月現在)

番号	危険区域の現況				予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	古丹別	川添団地 右岸 300m	1.5	降雨による 増水	12	町営住宅 14 パークゴルフ場	町道川添団地通線 450m 町道天竜団地通線	物置 12 車庫 1
2	古丹別	嘉野団地 右岸 150m	1.5	降雨による 増水	28	青少年研修センター	町道古丹別北中央環線 400m	田 0.3ha 畑 2ha 物置 15

○ 資料10 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険渓流

1 地すべり危険箇所 (のべ39箇所)

(1) 地すべり危険箇所

(平成26年4月現在)

図表番号	危険箇所番号	箇所名	市町村
地001	5-38-304	小川 (1)	苫前町
地002	5-39-305	小川 (2)	苫前町
地010	5-69-476	九重 (1)	苫前町
地011	5-70-477	九重 (2)	苫前町

(2) 災害危険区域現地調査による地すべり危険区域

(平成19年4月現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	小川 (1)	小川	19.9			道道4063号 450m	田 4.5ha
2	小川 (2)	小川	24.3	2		道道4063号 1,100m	田 11ha
3	九重 (1)	九重	25.0	2		町道300	耕地 8
4	九重 (2)	九重	14.7	2		町道300	耕地 14.2
5	霧立 (1)	霧立	139.7			国道239号 1,1150m	
6	霧立 (2)	霧立	52.1			国道239号 2,150m	
7	霧立 (3)	霧立	62.1			国道239号 1,730m	
8	力昼	力昼-1	3			国道232号	
9	力昼	力昼-2	4	3	バス停 2	国道232号	



番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
10	力昼	力昼-3	14.3	10	バス停 3	国道 232 号	倉庫 10
11	力昼	力昼-4	4	1	バス停 1	国道 232 号	倉庫 10
12	力昼	天谷の沢-3	1	9		町道天谷の沢線	
13	力昼	天谷の沢-2	1	9		町道天谷の沢線	
14	力昼	番屋の沢	4	41	力昼生活館	道道九重力昼線	
15	力昼	力昼-1	100			町道力昼三毛別線	
16	九重	九重-1	5	2		道道 4049 号 林道豊浜線	田 4.5ha
17	九重	九重-2	4			林道豊浜線	
18	九重	九重-3	10	2		町道力昼三毛別線	田 5.3ha
19	九重	九重-4	5			農道	田 0.8ha
20	小川	大橋地先	2	1		農道	田 0.8ha
21	力昼	上平	9			国道 232 号	
22	古丹別	古丹別-1	6	45		町道古丹別山手通線	
23	古丹別	古丹別-2	3	3		町道南出橋線	
24	岩見	岩見-1	1	1		国道 239 号	田 0.5ha
25	岩見	岩見-2	2	1		国道 239 号	
26	三豊	三豊	8	7		町道港幌内線	
27	苫前	下町-1	18	115	港生活改善センター	町道港幌内線	
28	苫前	下町-2	3	8	町営住宅 5	町道港幌内線	
29	栄浜	栄浜団地	5	7		道道苫前港線	
30	栄浜	栄浜-4	1	6		町道港団地通線	
31	栄浜	栄浜-2	1	3	栄浜生活改善センター	国道 232 号	
32	栄浜	栄浜-1	1	5			
33	豊浦	豊浦	1	8	豊浦生活館	町道豊浦長島線	
34	栄浜	栄浜	1			町道栄浜海岸線	
35	豊浦	豊浦			風力発電機 3 基		

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所（のべ 97 箇所）

### （1）急傾斜地崩壊危険箇所

（平成 26 年 4 月現在）

図表番号	危険箇所番号	箇 所 名	市町村
急 001	I -5-91-2308	苫前昼力 6	苫前町
急 002	I -5-92-2309	苫前昼力 10	苫前町
急 003	I -5-93-2310	苫前番屋の沢	苫前町
急 004	I -5-94-2311	苫前古丹別 2	苫前町
急 005	I -5-95-2312	苫前古丹別 3	苫前町
急 006	I -5-96-2313	苫前古丹別	苫前町
急 007	I -5-97-2314	苫前三豊 2	苫前町
急 008	I -5-98-2315	苫前三豊 3	苫前町
急 009	I -5-99-2316	苫前苫前 2	苫前町
急 010	I -5-100-2317	苫前苫前 3	苫前町
急 011	I -5-101-2318	苫前苫前 4	苫前町
急 012	I -5-102-2319	苫前栄浜 2	苫前町
急 013	I -5-103-2320	苫前栄浜 3	苫前町
急 027	II -5-97-1678	苫前九重	苫前町
急 028	II -5-98-1679	苫前昼力 1	苫前町
急 029	II -5-99-1680	苫前昼力 2	苫前町
急 030	II -5-100-1681	苫前昼力 3	苫前町
急 031	II -5-101-1682	苫前昼力 4	苫前町
急 032	II -5-102-1683	苫前昼力 5	苫前町
急 033	II -5-103-1684	苫前昼力 7	苫前町
急 034	II -5-104-1685	苫前昼力 8	苫前町
急 035	II -5-105-1686	苫前昼力 9	苫前町
急 036	II -5-106-1687	苫前昼力 11	苫前町
急 037	II -5-107-1688	苫前昼力 12	苫前町
急 038	II -5-108-1689	苫前天谷の沢（1）	苫前町
急 039	II -5-109-1690	苫前天谷の沢（2）	苫前町
急 040	II -5-110-1691	苫前上平 1	苫前町
急 041	II -5-111-1692	苫前上平 2	苫前町
急 042	II -5-112-1693	苫前上平 3	苫前町
急 043	II -5-113-1694	苫前上平 4	苫前町
急 044	II -5-114-1695	苫前上平 5	苫前町
急 045	II -5-115-1696	苫前上平 6	苫前町
急 046	II -5-116-1697	苫前古丹別 1	苫前町
急 047	II -5-117-1698	苫前古丹別 4	苫前町
急 048	II -5-118-1699	苫前古丹別 5	苫前町
急 049	II -5-119-1700	苫前染泊 1	苫前町

図表番号	危険箇所番号	箇所名	市町村
急 050	Ⅱ-5-120-1701	苫前染泊 2	苫前町
急 051	Ⅱ-5-121-1702	苫前染泊 3	苫前町
急 052	Ⅱ-5-122-1703	苫前染泊 4	苫前町
急 053	Ⅱ-5-123-1704	苫前三豊 1	苫前町
急 054	Ⅱ-5-124-1705	苫前三豊 4	苫前町
急 055	Ⅱ-5-125-1706	苫前三豊 5	苫前町
急 056	Ⅱ-5-126-1707	苫前苫前 1	苫前町
急 057	Ⅱ-5-127-1708	苫前栄浜 1	苫前町
急 058	Ⅱ-5-128-1709	苫前栄浜 4	苫前町
急 059	Ⅱ-5-129-1710	苫前栄浜 5	苫前町

## (2) 災害危険区域現地調査による急傾斜地崩壊危険区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	力昼6			1			
2	力昼10			3			
3	番屋の沢			19			
4	古丹別2			4			
5	古丹別3			6			
6	古丹別			33			
7	三豊2			1			
8	三豊3			5			
9	苫前2			10			
10	苫前3			2			
11	苫前4			31			
12	栄浜2			7			
13	栄浜3			3			
14	九重			1			
15	力昼1			1			
16	力昼2			1			
17	力昼3			3			

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
18	力昼4			3			
19	力昼5			1			
20	力昼7			4			
21	力昼8			1			
22	力昼9			4			
23	力昼11			1			
24	力昼12			1			
25	天谷の沢 (1)			4			
26	天谷の沢 (2)			1			
27	上平1			1			
28	上平2			2			
29	上平3			2			
30	上平4			1			
31	上平5			1			
32	上平6			1			
33	古丹別1			2			
34	古丹別4			1			
35	古丹別5			1			
36	染泊1			1			
37	染泊2			1			
38	染泊3			2			
39	染泊4			1			
40	三豊1			2			
41	三豊4			1			
42	三豊5			1			
43	苔前1			1			

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
44	栄浜1			1			
45	栄浜4			4			
46	栄浜5			1			
47	霧立①	霧立① 測点 257.930下り	0.65			国道239号	
48	霧立②	霧立② 測点 258.400下り	0.65			国道239号	
49	霧立③	霧立③ 測点 258.850下り	0.32			国道239号	49
50	霧立④	霧立④ 測点 269.775上り	0.13			国道239号	50

### 3 土石流危険渓流 (22 渓流・85 箇所)

#### (1) 土石流危険渓流

(平成 26 年 4 月現在)

図表番号	渓流番号	渓流名	市町村
土 008	I-52-390	栄浜海水浴場の沢川	苫前町
土 009	I-52-450	古丹別右の沢川	苫前町
土 010	I-52-460	古丹別中の沢川	苫前町
土 011	I-52-510	天谷の沢右の沢川	苫前町
土 012	I-52-520	天谷の沢右の沢左支川	苫前町
土 013	I-52-540	番屋の沢1号沢川	苫前町
土 014	I-52-550	番屋の沢2号沢川	苫前町
土 015	I-52-560	番屋の沢3号沢川	苫前町
土 016	I-52-570	番屋の沢4号沢川	苫前町
土 017	I-52-580	力昼小学校の沢川	苫前町
土 043	II-52-350	興津の沢川	苫前町
土 044	II-52-360	中昭和1の沢川	苫前町
土 045	II-52-370	中昭和2の沢川	苫前町
土 046	II-52-380	南昭和1の沢川	苫前町
土 047	II-52-400	加藤の沢川	苫前町
土 048	II-52-410	小川1の沢川	苫前町
土 049	II-52-420	上小川1の沢川	苫前町
土 050	II-52-430	霧立峠沢川	苫前町
土 051	II-52-440	古丹別小学校の沢川	苫前町
土 052	II-52-490	三溪の沢川	苫前町
土 053	II-52-500	チシヤ川	苫前町
土 054	II-52-530	力昼の沢川	苫前町

(2) 災害危険区域現地調査による土石流危険溪流

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況							予想される被害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
1	栄浜	栄浜海水浴場の沢川	栄浜海水浴場の沢川	栄浜海水浴場の沢川					2			
2	古丹別	古丹別川	古丹別川	古丹別右の沢川					30			
3	古丹別	古丹別川	古丹別川	古丹別中の沢川					13			
4	古丹別	古丹別川	古丹別川	天谷の沢右の沢川					6			
5	力昼	天谷の沢川	天谷の沢川	天谷の沢右の沢左支川					6			
6	力昼	天谷の沢川	天谷の沢川	番屋の沢1号沢川					4			
7	力昼	番屋の沢川	番屋の沢川	番屋の沢2号沢川					18			
8	力昼	番屋の沢川	番屋の沢川	番屋の沢3号沢川					19			
9	力昼	番屋の沢川	番屋の沢川	番屋の沢4号沢川					11			
10	力昼	番屋の沢川	番屋の沢川	力昼小学校の沢川					3			
11	興津	ヤオシルスナイ川	ヤオシルスナイ川	興津の沢川					1			
12	昭和	ヤオシルスナイ川	ヤオシルスナイ川	中昭和1の沢川					1			
13	昭和	ヤオシルスナイ川	ヤオシルスナイ川	中昭和2の沢川					1			
14	昭和	オシルスナイ川	オシルスナイ川	南昭和1の沢川					1			
15	旭	古丹別川	古丹別川	加藤の沢川					1			
16	小川	古丹別川	古丹別川	小川1の沢川					2			
17	小川	古丹別川	古丹別川	上小川1の沢川					1			

番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
18	霧立	古丹別川	古丹別川	霧立峠沢川					1			
19	古丹別	古丹別川	古丹別川	古丹別小学校の沢川					3			
20	三溪	古丹別川	古丹別川	三溪の沢川					2			
21	上平	チシヤ川	チシヤ川	チシヤ川					2			
22	力昼	力昼の沢川	力昼の沢川	力昼の沢川					1			
23	力昼			力昼-1		1.4	14		3		町道	
24	力昼	番屋の沢川		力昼-2		0.4	2		1		町道力昼小平線	
25	力昼	番屋の沢川		力昼小学校の沢川		0.3	2		1	教員住宅4	町道力昼三毛別線	
26	力昼			番屋3の沢		0.6	2		9		国道232号線	
27	力昼			番屋2の沢		0.5	1		9		国道232号線	
28	力昼			番屋1の沢		0.6	1		9		道道力昼九重線	
29	力昼	番屋の沢川		番屋の沢川		1.7	15				町道力昼三毛別線	
30	力昼	番屋の沢川		力昼-6		0.5	4				道道力昼九重線	
31	力昼			力昼-7		1.4	11		3		町道力昼三毛別線	
32	力昼	天谷の沢川		天谷の沢-A		0.9	4		5		町道天谷の沢線	
33	力昼	天谷の沢川		天谷の沢-B		0.9	7		5		町道天谷の沢線	
34	力昼	ウエンピラ川		上平-1		0.9	9		3		町道上平高台2号線	畑2ha
35	力昼	ウエンピラ川		上平-2		2.2	33		3		町道上平住吉線	畑1.3ha
36	力昼	古丹別川	江島の沢川	上平-4		0.7	5		2		町道香川4線道路線	田6.3ha

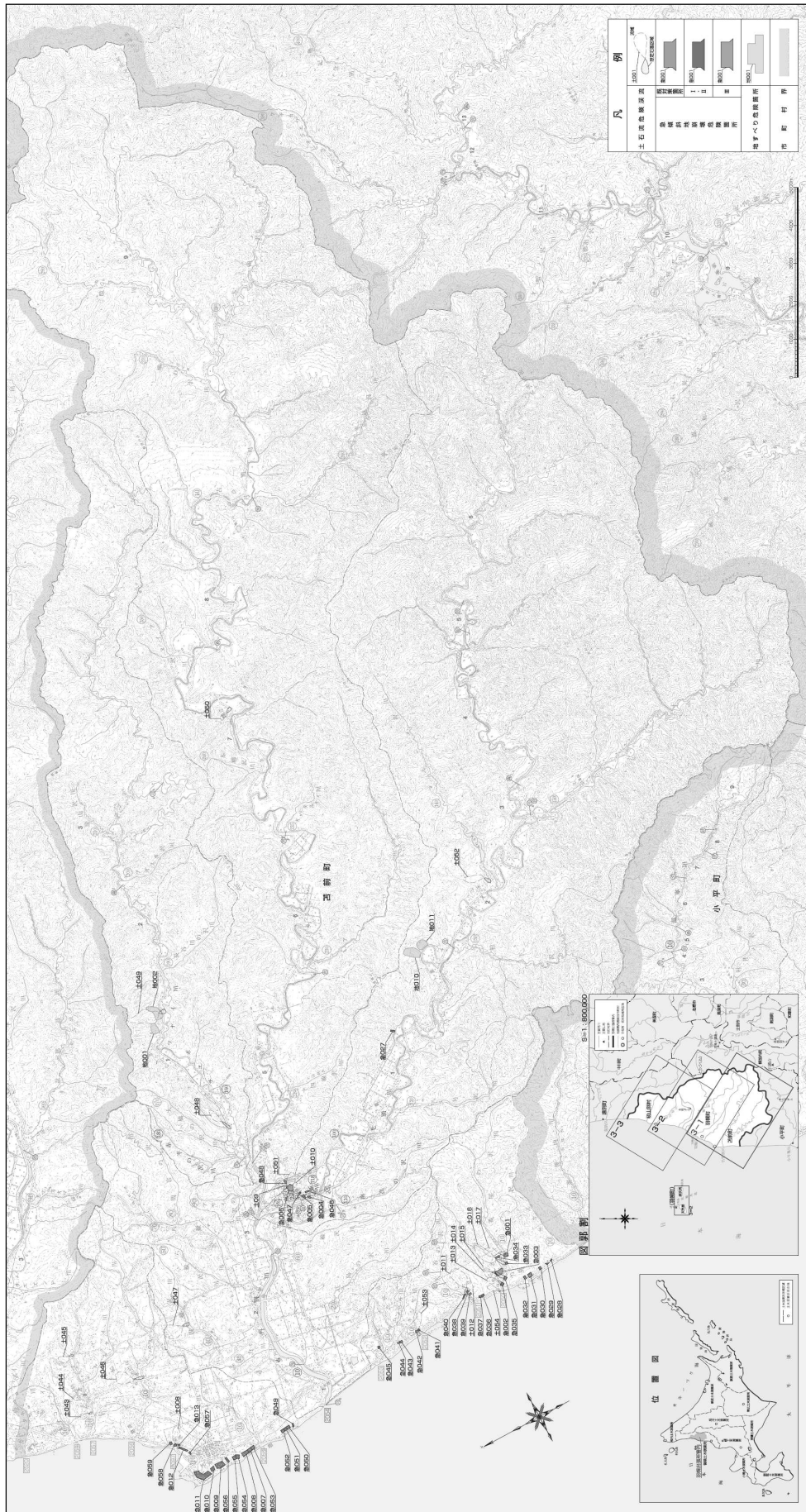
番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
37	力昼	古丹別川	江島の沢川	上平-3		0.4	3		2		町道香川4線道路線	田 6.3ha
38	上平	古丹別川		上平-5		2.5	75		4	長島生活改善センター	町道香川4線道路線	田 1 ha
39	古丹別	古丹別川	七線沢川	古丹別-1		2.5	75					田 0.8ha
40	古丹別	古丹別川	南出の沢川	南出の沢		0.3	1				林道	
41	古丹別	古丹別川	三毛別川	古丹別-2		0.7	7		2		道道苫前小平線	田 0.3ha
42	九重	古丹別川	三毛別川	九重-1		0.4	2		4		道道苫前小平線	田 2ha
43	九重	古丹別川	三毛別川	九重-2		0.7	7		1			田 3ha
44	九重	古丹別川	八号の沢川	九重-3		0.7	7				町道力昼三毛別線	田 1.5ha
44	九重	古丹別川	八号の沢川	九重-3		0.7	7				町道力昼三毛別線	田 1.5ha
45	九重	古丹別川	八号の沢川	九重-4		1.3	13		2		林道豊浜線	田 1.5ha
46	九重	古丹別川	八号の沢川	九重1の沢		3.5	8		12		林道豊浜線	田 1.5ha
47	九重	古丹別川		九重3の沢		1.5	4		10		林道豊浜線	田 3ha
48	九重	古丹別川		九重の沢		0.8	6		8		林道豊浜線	田 2.5ha
49	九重	古丹別川		九重6の沢		1	1		8		町道	田 2.5ha
50	九重	古丹別川		九重6の沢		0.7	1		2		道道苫前小平線 農道	田 0.8ha
51	九重	古丹別川	松下沢川	松下沢		0.4	1		2		町道松下沢線	田 3.8ha
52	九重	古丹別川	三毛別川	九重-18		0.3	2		3		町道南出橋線	田 3.8ha
53	九重	古丹別川	三毛別川	九重-17		0.4	2				農道	
54	九重	古丹別川	三毛別川	九重-16		0.8	6		3		町道	寺院 田 1ha



番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
55	九重	古丹別川	三毛別川	九重-15		0.7	5		3		町道	田 3.8ha
56	九重	古丹別川	三毛別川	九重-14		0.7	5		1		町道	田 6.3ha
57	九重	古丹別川	三毛別川	九重-10		1	8				農道	
58	九重	古丹別川	三毛別川	九重-9		1.2	12				農道	
59	九重	古丹別川	三毛別川	九重-8		0.8	4		4		道道苦前小平線	田 1.5ha
60	九重	古丹別川	三毛別川	九重-19		0.5	2				道道苦前小平線	
61	九重	古丹別川	三毛別川	九重-20		0.6	3				道道苦前小平線	田 7 ha
62	九重	古丹別川	三毛別川	三号線		0.4	2				道道苦前小平線	田 7 ha
63	九重	古丹別川	三毛別川	九重-5		1.1	9				道道苦前小平線	田 5 ha
64	九重	古丹別川	三毛別川	九重-6		1.5	12				道道苦前小平線	田 5 ha
65	岩見	古丹別川	14 線沢川	岩見-2		2.8	42		3		町道川南線	畑 6.3ha
66	岩見	古丹別川		岩見-3		1.5	15		2		町道川南線	田 0.5ha
67	岩見	古丹別川		岩見-4		0.8	6				町道川南線	畑 3 ha
68	岩見	古丹別川		岩見-6		0.5	2		3		国道 239 号線	田 1.5ha
69	岩見	古丹別川		岩見-5		0.6	3				国道 239 号線	
70	小川	古丹別川	チエボツナイ川	小川-1		1.6	16		2		道道小川古丹別線	田 5ha
71	小川	古丹別川	チエボツナ	小川-2		2.2	44		1		道道小川古丹別線	田 1.5ha
72	小川	古丹別川	チエボツナイ川	小川-3		0.2	2				道道小川古丹別線	田 0.3ha
73	岩見	古丹別川	大橋の沢川	小川-9		1.3	10		3		農道	田 2.3ha

番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
74	小川	古丹別川	チエボツナイ川	小川-7		0.5	4		1		道道小川古丹別線	田 1.5ha
75	小川	古丹別川	チエボツナイ川	小川-6		0.9	7		1		道道小川古丹別線	田 1.5ha
76	小川	古丹別川	チエボツナ	小川-5		0.6	5		1		道道小川古丹別線	田 0.5ha
77	小川	古丹別川	チエボツナ	小川-4		0.7	6		2		道道小川古丹別線	田 0.8ha
78	小川	古丹別川	チエボツナ	小川-3		0.9	9		2		道道小川古丹別線	田 0.8ha
79	香川	古丹別川	八線沢川	香川-1		0.5	3		3		町道豊浦長島線	田 1.2ha
80	長島	古丹別川	八線沢川	長島-3		0.5	5		2		道道羽幌原野古丹別停車場線 町道8線沢線	田 1.3ha
81	長島	古丹別川	八線沢川	長島-2		0.6	4		1		野古丹別停車場線 農道	田 0.5ha
82	長島	古丹別川	八線沢川	長島-1		0.5	4					
83	昭和	ヤオシルスナイ川		昭和-1		1.3	13		4		町道苦前高台3号線	畑 8 ha
84	九重	古丹別川	三毛別川	九重-12		1.7	10		6		道道苦前小平線	田 0.8ha
85	九重	古丹別川	三毛別川	九重-11		1.2	9		1		道道苦前小平線	田 2 ha

4 土砂災害危険箇所図（留萌建設管理部 羽幌出張所）



○ 資料 11 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区（85箇所）

（平成 26 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字豊浦	苫前町-山-001	
苫前郡苫前町	字栄浜	苫前町-山-002	
苫前郡苫前町	字栄浜	苫前町-山-003	
苫前郡苫前町	字栄浜	苫前町-山-004	
苫前郡苫前町	字栄浜	苫前町-山-005	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-006	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-007	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-008	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-009	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-010	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-011	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-012	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-013	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-014	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-015	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-016	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-017	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-018	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-020	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-021	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-022	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-山-024	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-025	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-026	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-027	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-028	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-029	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-030	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-031	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-032	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-033	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-034	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-035	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-036	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-037	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-038	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-039	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-040	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-041	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-042	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-043	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-044	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-山-045	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-山-046	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-山-047	
苫前郡苫前町	字栄浜	苫前町-山-048	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-049	
苫前郡苫前町	字苫前	苫前町-山-050	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-052	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-053	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-054	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-055	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-056	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-057	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-058	
苫前郡苫前町	字三豊	苫前町-山-059	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-060	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-061	
苫前郡苫前町	字香川	苫前町-山-062	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-063	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-064	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-065	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-068	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-069	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-070	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-071	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-072	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-073	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-山-074	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-075	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-076	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-077	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-078	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-079	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-山-080	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-081	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-082	
苫前郡苫前町	字香川	苫前町-山-083	
苫前郡苫前町	字香川	苫前町-山-084	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-085	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-086	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-087	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-山-088	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-089	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-山-100	

## 2 崩壊土砂流出危険地区（85箇所）

（平成26年4月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-001	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-002	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-003	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-004	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-005	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-006	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-007	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-008	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-009	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-010	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-011	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-崩-012	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-崩-013	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-崩-014	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-015	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-016	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-018	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-019	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-020	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-021	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-022	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-023	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-024	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-025	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-026	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-027	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-028	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-029	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-030	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-031	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-032	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-033	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-034	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-035	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-036	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-037	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-038	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-039	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-040	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-崩-041	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-崩-042	
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-崩-043	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-044	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-045	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-046	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-047	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-048	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-049	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-050	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-051	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-052	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-053	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-055	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-056	
苫前郡苫前町	字昭和	苫前町-崩-057	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-058	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-059	
苫前郡苫前町	字長島	苫前町-崩-060	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-061	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-062	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-063	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-064	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-065	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-066	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-067	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-068	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-069	
苫前郡苫前町	字古丹別	苫前町-崩-070	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-071	
苫前郡苫前町	字小川	苫前町-崩-072	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-073	
苫前郡苫前町	字上平	苫前町-崩-075	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-076	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-077	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-078	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-079	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-080	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-081	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-082	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-083	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-084	
苫前郡苫前町	字力昼	苫前町-崩-085	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-086	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-087	
苫前郡苫前町	字九重	苫前町-崩-088	

### 3 地すべり崩壊危険地区（1箇所）

（平成 26 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
苫前郡苫前町	字岩見	苫前町-地-001	



○ 資料 12 高波・高潮・津波等危険区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	三豊(染泊)	2,853	2,733	1,555	津波高波	7		町道三豊海岸線	
2	苫前(南浜)	1,170	1,170	1,170	高波	24		町道港海岸線町道港幌内線	
3	苫前(港)	500	155	155	高波	40	港生活改善センター	町道港海岸線	水産加工施設 9
4	上平	3,075	3,075	1,735	高波津波	46	バスターミナル上平ふれあいセンター	町道上平海岸線 国道 232 号線	
5	力昼	4,860	4,830	1,010	高波	20	苫前漁協力昼支所	国道 232 号線	
6	豊浦	2,596	2,531	922	高波	11	豊浦生活館、ホワイトビーチ	国道 232 号線	
7	興津	1,917	1,917	620	高波	3		国道 232 号線	

○ 資料 13 雪崩予想区域

(平成 19 年 4 月現在)

番号	箇所名	保安林の有無	急傾斜地施設の有無	左記以外他事業施設の有無	今後急傾斜地対策の要望の有無	斜面の積雪の状況	雪崩発生危険性の程度	雪崩対策の必要性の有無	雪崩対策の要望の有無	備考
1	苫前力昼 3	全域	無	無	無	b	H	無	無	
2	苫前番屋の沢	無	7割有	無	無	b	H	無	無	
3	苫前力昼 2	無	無	治山 7割	無	b	H	無	無	
4	苫前力昼 1	無	無	無	無	c	H	無	無	
5	苫前古丹別	無	無	治山 5割	無	c	H	無	無	
6	苫前香川	全域	無	治山 5割	無	b	H	無	無	
7	苫前三豊 2	全域	無	無	無	b	H	無	無	

番号	箇所名	保安林の有無	急傾斜地施設の有無	左記以外他事業施設の有無	今後急傾斜地対策の要望の有無	斜面の積雪の状況	雪崩発生の危険性の程度	雪崩対策の必要性の有無	雪崩対策の要望の有無	備考
8	苦前三豊1	全域	無	治山3割	無	b	H	無	無	
9	苦前苦前2	全域	無	治山5割	無	b	H	無	無	
10	苦前苦前1	全域	無	治山3割	無	b	H	無	無	6割は留萌建設管理部が維持管理

b：積雪はあるが、急傾斜地事業等で雪崩対策を行っている。

c：積雪はあるが樹木等の植生が良い。

H：雪崩発生の危険性は低いと思われる。

## ○ 資料 14 危険物所在一覧

(平成 26 年 5 月末現在)

## 1 給油取扱所 (6 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
(有)猪股石油店	苫前町字苫前 210 番地	ガソリン	20,000
		軽油	10,000
		重油	800
		動植物油	1,500
北るもい漁業協同組合苫前支所 (船舶給油取扱所)	苫前町字苫前 417 番地	重油	300,000
		軽油	50,000
(有)伊藤石油店	苫前町字古丹別 173 番地	ガソリン	10,000
		灯油	10,000
		軽油	10,000
苫前町農業協同組合	苫前町字古丹別 203 番地 1	ガソリン	30,000
		軽油	20,000
		潤滑油	1,800
ハラダ工業(株)苫前支店	苫前町字古丹別 429 番地	灯油	9,600
		軽油	17,000
留萌開発建設部羽幌道路維持事業所	苫前町字霧立	軽油	1,500

## 2 一般取扱所 (5 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
(有)猪股石油店	苫前町字苫前 206 番地	灯油	20,000
北るもい漁業協同組合苫前支所	苫前町字苫前 417 番地	灯油	26,000
大林道路(株)道北営業所	苫前町字香川 97 番地 1	重油	6,000
西村燃料店	苫前町字苫前 394 番地 1	灯油	4,000
瀬川燃料店	苫前町字苫前 237 番地	灯油	10,000

## 3 地下タンク貯蔵所 (12 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
(有)猪股石油店	苫前町字苫前 206 番地	灯油	20,000
(有)苫前振興公社	苫前町字苫前 119 番地 1	重油	8,000
(社)苫前幸寿会	苫前町字旭 105 番地 7	重油	10,000
		重油	3,000
苫前小学校	苫前町字苫前 390 番地	重油	10,000
苫前町役場	苫前町字旭 37 番地 1	重油	9,000
古丹別小学校	苫前町字古丹別 430 番地 3	重油	10,000
ななかまどの館	苫前町字古丹別 171 番地 53	灯油	1,820
苫前商業高等学校	苫前町字古丹別 273 番地	重油	6,000
苫前町公民館	苫前町字古丹別 187 番地 15	重油	4,000
苫前町スポーツセンター	苫前町字古丹別 256 番地 2	重油	5,000

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
北海道厚生連苫前厚生クリニック	苫前町字古丹別 187 番地 10	重油	20,000
		灯油	3,000
九重第一利用組合	苫前町字九重 857 番地	灯油	5,000

#### 4 移動タンク貯蔵所 (7 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
(有)猪股石油店	苫前町字苫前 208 番地 1, 2	灯油・軽油	4,000
		灯油・軽油	4,000
		灯油	4,000
西村燃料店	苫前町字苫前 394 番地 1	灯油	1,900
瀬川燃料店	苫前町字苫前 237 番地	灯油・軽油	3,000
(有)伊藤石油店	苫前町字古丹別 174 番地 1	灯油	3,000
		軽油	3,000
渡部工業(株)	苫前町字古丹別 250 番地 11	灯油	3,000
		軽油	4,000
農事組合法人アグリランド	苫前町字旭 478 番地 1	灯油・軽油	3,000
道央エアウォーター(株) 古丹別サービスセンター	苫前町字古丹別 173 番地	灯油	3,000

#### 5 屋外タンク貯蔵所 (3 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
北るもい漁業協同組合 苫前支所	苫前町字苫前 417 番地	重油	300,000
		軽油	50,000
大林道路(株)道北営業所	苫前町字香川 97 番地 1	重油	20,000
西村燃料店	苫前町字苫前 394 番地 1	灯油	8,000

#### 6 屋内タンク貯蔵所 (1 箇所)

事業所名	所在地	品名	数量(ℓ)
北留萌消防組合古丹別支署	苫前町字古丹別 254 番地	灯油	2,000

## 〔 物資・資機材 〕

## ○ 資料 15 防災資機材・救援備蓄物資保有状況

(平成 25 年 3 月現在)

## 1 防災用品保有状況

防災用品	数 量	保管場所	所管	備 考
懐中電灯	6 個	役場ボイラー室	総務財政課 交通防災係	
	3 個	公民館事務所	公民館	
投光器	1 基	公民館ボイラー室	公民館	バルーンタイプ
テント	10 張	役場車庫運転手控室	社会福祉協議会	
発電機	5 台	役場車庫	総務財政課 交通防災係	2.4kVA×1台、2.5kVA ×3台(道所有1台)、 3.5kVA×1台(道所有)
	1 台	公民館ボイラー室	公民館	5.0kVA×1台
ユニバーサルトイレ	1 式	役場車庫内	総務財政課 交通防災係	W1.8m×D1.8m×H2.2m (道所有)
プライベートルーム	1 個	役場車庫内	総務財政課 交通防災係	W1.8m×D1.8m×H2.2m 災害活動用多目的テント (道所有)
簡易ベッド	10 台	役場車庫内	総務財政課 交通防災係	折りたたみ式(道所有)
ポリタンク (飲料水用 18L)	70 個	浄水場	建設課水道係	役場車庫に数個あり
ポリタンク (飲料水用 20L)	70 個	浄水場	建設課水道係	役場車庫に数個あり
給水タンク (飲料水用 500L)	2 台	役場車庫 1 浄水場 1	建設課水道係	
ポリ袋 (飲料水用 6L)	1,000 袋	浄水場	建設課水道係	
保存食 (五目ご飯(アルファ 米炊き出しセット))	50 食	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	食生活改善協議会	賞味期限：2017.8月迄 5kg で 50 食

## 2 赤十字備品 (所管：税務町民課住民係)

防災用品	数 量	保管場所	備 考
日赤博愛号	1 台	役場車庫	H25.8.1更新
炊き出し釜	1 個	役場職員休養室	
充電式ラジオライト	1 個	役場税務町民課金庫内	
電池式ラジオ	1 個	役場町税務民課金庫内	
ハロゲン投光器	1 基	役場ボイラー室	
三脚	1 個	役場ボイラー室	
コードリール	2 個	役場ボイラー室 1 防災避 難用具入 1	

防災用品	数 量	保管場所	備 考
トランジスタメガホン	2 個	役場ボイラー室	
ヘルメット 日赤留萌地区	5 個	役場男子更衣室ロッカー上	
ヘルメット 日赤苫前分区	1 個	役場男子更衣室ロッカー上	
ヘルメット 日赤ほか	6 個	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	
シグナルライト	1 個	役場ボイラー室	
固形ローソク	10 個	役場ボイラー室	
液体ローソク	9 個	役場ボイラー室	
カケヤ	3 個	役場ボイラー室	
スコップ	4 個	役場ボイラー室	
平バール	1 個	役場ボイラー室	
トラロープ	2 個	役場ボイラー室	
防水シート	11 枚	役場ボイラー室 6 防災避難用具入 5	
土のう袋 (50 枚入り)	8 包	役場ボイラー室	
ハンマー	1 本	役場ボイラー室	
斧	1 本	役場ボイラー室	
ボルトカッター	1 個	役場ボイラー室	
カセットコンロ	1 台	役場ボイラー室	
脚立	1 台	役場ボイラー室	
トビ	3 本	役場ボイラー室	
ハロゲンライト	4 個	役場ボイラー室	
メガホンマイク	1 個	役場ボイラー室	
携帯ラジオ	1 個	役場ボイラー室	
担架	1 台	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	
毛布	12 枚	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	
毛布(使用済み)	27 個	公民館 (多目的室倉庫)	
日用品セット	9 個	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	H19. 9. 10
日用品セット	5 個	公民館 (多目的室倉庫)	うちタッパー式 2 個
使い捨て容器	1 箱	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	割り箸100 紙コップ60 紙皿100 プラ皿116 (丼型)
救急セット	2 個	本庁 (職員休養室) 支所 (多目的室倉庫)	
保存食 (五目ご飯 (アルファ米) )	50 食	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限 : 2016. 4 月迄 1 袋 260g
保存食 (ドライカレー (アルファ米) )	10 食	公民館 (多目的室倉庫)	賞味期限 : 2016. 4 月迄 (85g×5 パック)×6 缶
保存食 (リッツ(クラッカー、5パック入))	6 缶	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限 : 2016. 4 月迄 1 缶 2 個入り
保存食 (ビスケット)	160 袋	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限 : H29. 6 月迄 (5 枚 (75g)×80 袋) ×2 缶

防災用品	数 量	保管場所	備 考
保存食 (缶入りパン、オレンジ味)	24 缶	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限：2016.4.13迄 (1缶2個入り)
非常用飲料水(500ml×20本入)	5 箱	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限：H29.7月迄×5
非常用飲料水(500ml×20本入)	5 箱	公民館(多目的室倉庫)	賞味期限：H29.7月迄×1 賞味期限：H29.8月迄×4
保存食 (わかめご飯(アルファ米))	50 食	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限：2017.11月迄 1袋 260g
保存食 (炊き込みおこわ(アルファ米))	50 食	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	賞味期限：2017.11月迄 1袋 260g
クイックシュラフ(簡易寝袋)	20 袋	役場車庫運転手控室前 (防災避難用具入)	

## 〔 避 難 場 所 〕

## ○ 資料 16 避難所

(平成 26 年 4 月現在)

## 1 一時避難場所

施設名	敷地面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	所在地
金龍寺前駐車場	1,956	978	苫前町字力昼 609、250-1、250-3
苫前町上平共同利用模範牧場	10,000	5,000	苫前町字上平、力昼
港生活改善センター前広場	527	263	苫前町字苫前 34-1
苫前小学校グラウンド	6,652	3,326	苫前町字苫前 385-1
苫前中学校グラウンド	21,033	10,517	苫前町字旭 18-2
栄浜生活改善センター前広場	949	474	苫前町字栄浜 233
昭和住民センター前広場	313	156	苫前町字昭和 95-13
旭克雪管理センター前広場	300	150	苫前町字旭 332-3
香川転作研修センター前広場	105	52	苫前町字香川 534-4
長島寿の家横広場	247	123	苫前町字長島 179-17
長島生活改善センター前広場	496	248	苫前町字長島 40-2
古丹別小学校グラウンド	9,620	4,810	苫前町字古丹別 430-3
古丹別中学校グラウンド	12,861	6,431	苫前町字古丹別 237-4
苫前町野球場	9,353	4,676	苫前町字古丹別 256-2
古丹別緑ヶ丘公園	8,900	4,450	苫前町字古丹別 240-10
九重地区コミュニティセンター前広場	6,457	3,228	苫前町字九重 1123
旧三溪小学校グラウンド	4,910	2,455	苫前町字三溪 65
岩見ふれあいホール前広場	467	233	苫前町字岩見 104-3
東川町内会館前広場	1,233	616	苫前町字東川 35-15
小川研修センター前広場	254	127	苫前町字小川 177-5

## 2 避難所

施設名	収容可能人員 (人)	所在地	電話番号	給食施設・ 給水の有無
力昼生活館	220	苫前町字力昼 220-5	66-1448	有
上平ふれあいセンター	160	苫前町字上平 78-4	66-1231	有
苫前小学校	577	苫前町字苫前 385-1	64-2440	有
苫前温泉ふわっと	440	苫前町字苫前 119-1	64-2810	有



施設名	収容可能人員 (人)	所在地	電話番号	給食施設・ 給水の有無
苫前町福祉センター	500	苫前町字苫前 172	64-2442	有
栄浜生活改善センター	90	苫前町字栄浜 233	64-2530	有
昭和住民センター	50	苫前町字昭和 95-13	64-2878	有
苫前中学校	573	苫前町字旭 18-2	64-2447	有
旭克雪管理センター	250	苫前町字旭 332-3	64-2266	有
香川転作研修センター	130	苫前町字香川 534-4	66-1671	有
長島寿の家	70	苫前町字長島 179-17	65-4165	有
長島生活改善センター	120	苫前町字長島 40-2	65-3834	有
古丹別中学校	1,154	苫前町字古丹別 237-4	65-4039	有
古丹別小学校	773	苫前町字古丹別 430-3	64-4004	有
苫前町公民館	1,000	苫前町字古丹別 187-15	65-4076	有
九重地区コミュニティセンター	180	苫前町字九重 1123	65-4335	有
三溪へき地保健福祉館	130	苫前町字三溪 64-1	65-3766	有
岩見ふれあいホール	80	苫前町字岩見 104-3	65-3884	有
東川町内会館	70	苫前町字東川 35-15	65-3647	有
小川研修センター	50	苫前町字小川 177-5	65-4052	有

[ 通信・輸送 ]

○ 資料 17 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
<b>緊急通行車両確認証明書</b>		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 18 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## ○ 資料 19 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第 8 条・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

**第 2 条** 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあつては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

**第 3 条** 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

**第4条** 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

## 〔 応 急 ・ 復 旧 〕

### ○ 資料 20 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 市外の者が市内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本市の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
⑦ 林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。



○ 資料 21 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																													
目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</li> <li>④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li> </ul> <p>(2) 支援対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅が全壊した世帯</li> <li>・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</li> <li>・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</li> <li>・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul>																													
支給条件	<p>(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</li> <li>② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</li> <li>③ 住居の移転費又は移転のための交通費</li> <li>④ 住宅を賃借する場合の礼金</li> <li>⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</li> <li>⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費</li> <li>⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</li> <li>⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</li> </ul> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）  （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給  （注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収） ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 &lt;（年収） ≤ 700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 &lt;（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1、2級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円	700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																											
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収） ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																												
500万円 <（年収） ≤ 700万円の世帯	75万円	150万円																												
700万円 <（年収） ≤ 800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																													

## 〔 条例・協定等 〕

### ○ 資料 22 苫前町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 17 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、苫前町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 苫前町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 苫前町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 北留萌消防組合の支署長及び苫前消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
  - (8) 水防に関係ある団体の代表者
  - (9) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(水防部会)

第 4 条の 2 防災会議に、第 2 条第 2 号の水防計画の作成に関し必要な事項を調査審議させるため、水防部会を置く。

- 2 水防部会の構成員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職

員、関係地方行政公共機関の職員、水防関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後に、苫前町防災会議条例第3条第5項第10号の規定により最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。

## ○ 資料 23 苫前町防災会議運営規程

昭和 38 年 10 月 28 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 苫前町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、災害対策基本法施行令）（昭和 37 年政令第 286 号）及び苫前町防災会議条例（昭和 37 年苫前町条例第 16 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防災会議の招集)

第 2 条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(委員の異動報告)

第 4 条 委員が異動等により変更のあった場合は当該委員の後任者は、その職、氏名、及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 38 年 10 月 28 日から施行する。

## ○ 資料 24 苫前町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 17 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、苫前町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部に災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員のほか、必要な職員を置き、第 2 条第 4 項に規定する者(災害対策本部長を除く。)のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 資料 25 苫前町災害対策本部運営規程

昭和 38 年 10 月 28 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 苫前町災害対策本部の運営について災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び苫前町災害対策本部条例（昭和 37 年苫前町条例第 17 号）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長は、苫前町副町長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第 3 条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は苫前町地域防災計画第 1 表苫前町災害対策本部機構に掲げる者をもって充てる。

(対策部及び班)

第 4 条 災害対策本部には苫前町地域防災計画第 1 表（苫前町災害対策本部機構）に掲げる対策部及び班を置き班長及び係員は同表に掲げる者とする。

(対策部及び班の事務分担)

第 5 条 対策部及び班の事務分担は苫前町地域防災計画第 2 表（災害対策班事務分担表）による。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は第 3 条の規定による本部員のうち、本部長、副本部長、収入役、町長の事務部局の課長、室長、係長及び教育長をもって行い、災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進にあたる。

(本部の庶務)

第 7 条 本部の庶務は総務財政課において処理する。

附 則

この規程は、昭和 38 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 1 日 訓令第 2 号）

この規程は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

## ○ 資料 26 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体



## ○ 資料 27 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道  
北海道知事

北海道市長会  
北海道市長会長

北海道町村会  
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

## ○ 資料 28 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
  - (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
  - (3) 車両及び機械器具の修理費
  - (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
  - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

(平成 25 年 12 月末現在)

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

## ○ 資料 29 留萌海上保安部と北留萌消防組合との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第 2 条の「船」を含む。以下同じ。）の火災について、昭和 43 年 3 月 29 日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、留萌海上保安部と北留萌消防組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（対象区域）

第 1 条 この協定の対象区域は、留萌支庁管内の苫前町、羽幌町及び初山別村の区域とする。

（消火活動の担任区分）

第 2 条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として北留萌消防組合（以下「消防組合」という。）が担任し、留萌海上保安部（以下「海上保安部」という。）はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担任し、消防組合はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第 3 条 消防組合の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防組合から要請があった場合において、海上保安部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶火災のため、船舶又は陸上施設への延焼のおそれがある場合において、火災船若しくは延焼のおそれがある船舶を他の安全な場所に移動することが、消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ、有効な消火活動を行うものとする。

（消防組合の協力事項）

第 4 条 海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があった場合において、消防組合が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安部の指定する場所へ消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して、陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された職員は、海上保安部の上席職員と協議のうえ、有効な消火活動を実施するものとする。

（火災原因調査等の協力）

第 5 条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任分担による船舶に対して行うものとする。

2 消防組合から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部は、これに協力するものとする。

3 消防組合は、第 1 項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。

4 海上保安部から犯罪捜査のため協力の要請があったときは、消防組合はこれに協力するものとする。

5 前項の場合のほか、海上保安部から第 1 項の調査のための協力の要請があったときは、消防組合はこれに協力するものとする。

6 海上保安部は、第 1 項の調査の内容を消防組合に通報するものとする。

(情報等の交換)

第6条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災相互通報)

第7条 海上保安部又は消防組合が船舶火災を認知した時は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第8条 海上保安部又は消防組合が単独で船舶火災の消火に従事した時は、速やかにその顛末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第9条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(タンカー等の事故対策)

第10条 タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防組合は、地方防災会議の港湾防災計画に基づき おおむね、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改定)

第11条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

この協定は、昭和59年3月12日から実施する。

昭和59年3月12日

留萌海上保安部長 松 本 憲 一

北留萌消防組合 管理者 藤 澤 一 雄



## ○ 資料 30 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、苫前町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
  - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
  - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 苫前町長

## ○ 資料 31 災害時の医療救護活動に関する協定書

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（市町村及び郡市医師会との調整）

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 11 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

昭和 62 年 12 月 22 日

甲 北海道北海道知事

乙 社団法人北海道医師会会長

## ○ 資料 32 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

### 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（市町村及び郡市区歯科医師会との調整）

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 11 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 9 年 4 月 14 日

甲 北海道北海道知事

乙 社団法人北海道歯科医師会会長

## 〔 様 式 〕

## ○ 別記第1号様式 職員参集状況報告書

## 職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
- 3 受付番号は、総務班で記入すること。
- 4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第2号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		
	電話 その他 ( )	:	可・否		



○ 別記第3号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第 4 号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名 ) 自 年 日  
至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延 人員	主 要 資 材	その 他 資 材	計	団体数	使用資材費			
							主 要 資 材	その 他 資 材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前回迄										
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第5号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分	設置		
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分	設置		
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第6号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路			箇所			
			橋梁			箇所			
			小計		箇所				
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	半壊	棟				小計	箇所		
		世帯				港湾	箇所		
		人				漁港	箇所		
	一部破損	棟				下水道	箇所		
		世帯		公園		箇所			
		人		崖くずれ		箇所			
	床上浸水	棟		計		箇所			
世帯			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
人					破損	隻			
棟		計			隻				
床下浸水	棟		漁港施設	箇所					
	世帯		共同利用施設	箇所					
	人		その他施設	箇所					
計	棟		漁具(網)	件					
	世帯		水産製品	件					
	人		その他	件					
③非住家被害	全壊	公共建物	棟	計					
		その他	棟						
	半壊	公共建物	棟	⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		その他	棟			治山施設	箇所		
計	公共建物	棟	林道			箇所			
	その他	棟	林産物			箇所			
④農業被害	農地	田	流出・埋没	ha		その他	箇所		
			浸冠水	ha		小計	箇所		
		畑	流出・埋没	ha		一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
	農作物	田	ha	林道	箇所				
		畑	ha	林産物	箇所				
	農業用施設	箇所	その他	箇所					
	共同利用施設	箇所	小計	箇所					
	営農施設	箇所	計	林地	箇所				
	畜産被害	箇所		治山施設	箇所				
その他	箇所	林道		箇所					
計			林産物	箇所					
			その他	箇所					
			小計	箇所					
			計	箇所					

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸	—		
	その他	件		電話		回線	—		
	計	件		電気		戸	—		
⑩公立文教施設施設	小学校	箇所		ガス		戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件				
罹災世帯数	世帯			危険物	件				
罹災災者数	人			その他	件				
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人					
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時					
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報ごつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況      ほか									

○ 別記第7号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

苦 前 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況	降 雨 量		総 雨 量		mm
主要河川 状 況	河 川 名	地 区 名	概 要 ( 水 位 等 )		
道路橋梁 状 況	路 線 名 等	地 区 名	概 要 ( 不 通 箇 所 等 )		
浸水状況	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避難状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勸 告				
	自 主 避 難 (避難準備情報)				

○ 別記第 8 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日	処分権者			印
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
	年 月 日	処分権者			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。



別表 第3号様式

<p>管 理 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">公 用 令 書</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">管理 収用</p> <p style="text-align: center;">災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり を使用する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">処分権者 <span style="float: right;">印</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

<p>変 更 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">公 用 変 更 令 書</p> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">処分権者 <span style="float: right;">印</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	<b>公 用 取 消 令 書</b>	
	住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日		
	処分権者	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No. ....	<b>防 災 立 入 検 査 票</b>	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。		
平成 年 月 日交付		
	苫 前 町 長	印
	交 付 責 任 者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

<b>注 意</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。</li> <li>2. 本票は 年 月 日まで有効とする。</li> <li>3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。</li> <li>4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。</li> </ol>

## ○ 別記第9号様式 避難者世帯名簿

## 避難者世帯名簿

[避難所名

]

No. \_\_\_\_\_

現住所				被災場所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・住所・電話番号)			
電話番号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H 年月日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年月日		男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注1 一世帯ごとに記入すること。

注2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 10 号様式 避難所収容台帳

(避難所： )

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 ( 日間)						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。  
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。  
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 11 号様式 避難所設置及び収容状況

(苫前町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。  
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 12 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

苫 前 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 13 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

苦 前 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。  
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。  
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。  
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 14 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

苦 前 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両		金 額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 15 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

苦 前 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。  
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。



○ 別記第 16 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

苦 前 町

供 月	給 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
		人			円		円		円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 17 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

苦 前 町

世帯構成員別 被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全 壊 ( 焼 )													
流 失													
半 壊 ( 焼 )													
床上 ( 下 ) 浸水													

○ 別記第 18 号様式 物資購入 ( 配分 ) 計画表

物 資 購 入 ( 配 分 ) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

苦 前 町

世帯 品 目	単 価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考
		円				円				円								
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊 ( 焼 )、流出世帯分と半壊 ( 焼 )、床上 ( 下 ) 浸水世帯分に分けて作成すること。  
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。  
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 19 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

苦 前 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。  
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先 (避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 21 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 22 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

苦 前 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬入院	診療報酬通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点		点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

苫 前 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～	円	
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		

○ 別記第 24 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

苫 前 町

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 目							実 支 出 額	備 考		
					教 科	書 冊	そ の 他			学 用 品	内 訳				
							鉛 筆	ノ ー ト							
				月 日											
計														円	
小学校														円	
中学校														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）  
氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。



○ 別記第 25 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

苦 前 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な  
 図面を作成し添付すること。  
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。  
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。  
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。  
 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。  
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。  
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

## ○ 別記第 26 号様式 住宅応急修理記録簿

## 住宅応急修理記録簿

苫 前 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 27 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

苦 前 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。  
 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。  
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。  
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 28 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

苦 前 町

処 理 日 年 月	死 体 発 見 の 日 及 場 所	死 者 氏 名	死 者 名	遺 族		洗 浄 品 名	等 の 数 量	処 理		死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
				氏 名	死 亡 者 と の 関 係			金 額	額				
									円	円	円		
計		人											

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 埋葬台帳

埋葬台帳

苦前町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬者氏名	埋葬を行つた者(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬		備考
		氏名	年齢				骨	箱	
						円		円	
計									

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。  
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

苦 前 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 32 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分
-------------------

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知		年 月 時 分							
	災害発生日時		年 月 時 分							
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と する 区 域					希望する活動内容					
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)							
必 要 と する 資 機 材					現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
					特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先						救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て いる 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者		(機関名) (職・氏名)								
無 線 連 絡 方 法		(周波数)						H z		
そ の 他 参 考 と な る 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	



○ 別記第 33 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者  
北海道総務部長 様

苫前町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 34 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	苫前町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 <sup>H</sup> × <sup>W</sup> × <sup>L</sup> 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 35 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について)

年 月 日  
第 号

北 海 道 知 事 様

苫 前 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
  
- 2 派遣を必要とする期間
  
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  
- 4 派遣部隊が展開できる場所
  
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 36 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

苫 前 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

苫前町地域防災計画

資 料 編

---

平成26年10月

苫前町防災会議